

『患者様・ご家族様へ』

をテーマにソーシャルワーカーから

# 高額医療療養費

『高額医療療養費』を少しでも理解していただくためのパンフレット



## 高額療養費って？

医療機関の窓口で支払った額が、月初めから終わりまでの一定額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。

**※入院時の食費負担や差額ベッド代等は含みません。**

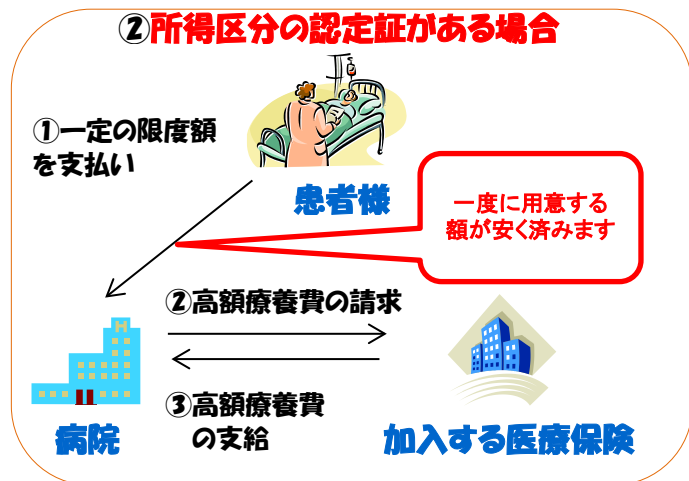
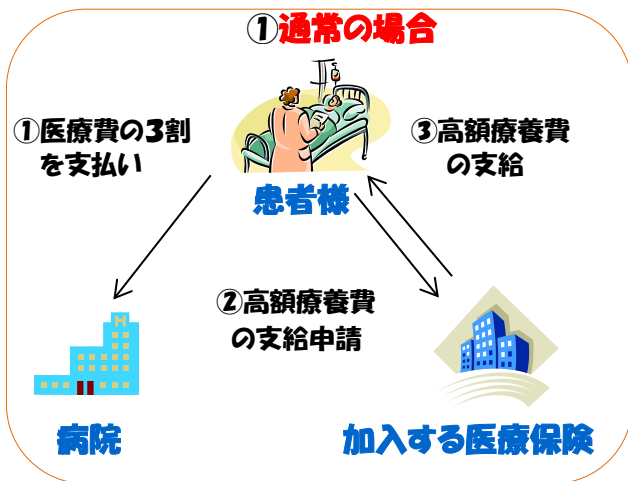
## 手続きの方法

### ①通常の場合

医療機関の窓口で一旦、入院費全額(3割)を支払い、後から高額療養費として支給されます。

### ②所得区分の認定証がある場合

医療機関の窓口での支払い額を負担の上限額までにとどめて支払います。



☆負担の上限額は年齢や所得に応じて変わってきます。  
表にまとめていますので、当てはまる所得の部分を参考にご覧下さい。

## 申請の仕方

1. 申請先 国民健康保険の方は市役所の市民課の保険や年金を扱う窓口にあります。  
社会保険の方はお勤めの会社にご相談下さい。
2. 申請方法 高額療養費の支給申請書を提出または郵送することで支給が受けられます。
3. 申請に必要なもの **保険証、印鑑、入院日数の確認できるもの(領収書)**  
認定証の申請手続きをおこなう方は保険証、印鑑が必要です。

## 1ヶ月の上限の負担額について

### 70歳未満の患者様の場合

所得区分	1ヶ月の負担の上限額(3ヶ月まで)
区分ア (年収約1,160万円以上の方)	252,600円+(医療費-842,000円)×1%
区分イ (年収約770万円~約1,160万円の方)	167,400円+(医療費-558,000円)×1%
区分ウ (年収約370万円~約770万円の方)	80,100円+(医療費-267,000円)×1%
区分エ (~年収約370万円の方)	57,600円
区分オ (住民税非課税者)	35,400円

### 70歳以上の患者様の場合(75歳以上の方は後期高齢者制度になります)

所得区分		外来(個人ごと)	ひと月の上限額(世帯ごと)
現役並み	年収約1,160万円~ 標報83万円以上/課税所得690万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	
	年収約770万円~約1,160万円 標報53万円以上/課税所得380万円以上	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	
	年収約370万円~約770万円 標報28万円以上/課税所得145万円以上	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	
一般	年収156万~約370万円 標報26万円以下/課税所得145万円未満等	18,000円 (年間上限14万4千円)	57,600円
住民税 非課税等	II 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円

## 入院時食事療養費とは

入院時にかかる食事代については、標準負担額を自己負担します。

## 入院時食事療養費の標準負担額

所得区分	1食あたり	1日分にすると..
一般の患者様	460円	1380円
※住民税非課税世帯の患者様(90日以内)	210円	630円
※住民税非課税世帯の患者様(90日超)	160円	480円
※低所得 I の患者様	100円	300円

※に該当する方は、**標準負担月額認定証**が必要になります。

入院の手続きの際に案内をさせて頂いております。金額に関する相談であれば事務所、不明な点や困っていることがあればPSWまでご相談下さい。